

令和3年度小・中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

新入学にかかる学用品費（就学援助費）支給のお知らせ

飯山市教育委員会

飯山市教育委員会では、経済的理由等で入学準備に不安のあるご家庭の保護者を対象に、「就学援助制度」として、就学にかかる費用の一部を援助しています。

そのうち、来年度小・中学校に入学予定のお子様がいるご家庭には、新入学準備に必要な費用（**新入学児童生徒学用品費**）を、入学される前年度の3月に支給します。

入学前に上記の援助を希望される方は、受付期間中に申請手続きをしてください。

なお、今回申請されない方でも、入学後に申請し認定となった場合は、新入学児童生徒学用品費は支給されます（支給時期は7月下旬です）。

《新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けることができる方》

- (1) 飯山市に居住し、令和3年3月31日以前に市外へ転出する予定のない方
- (2) お子様が令和3年4月に小・中学校に入学予定の方
- (3) 次のいずれかに該当する方
 - ① 市民税が世帯全員非課税
 - ② 児童扶養手当の支給を受けている
 - ③ 生活保護がこの1年以内に停止又は廃止になった
 - ④ 教育委員会が定める所得（令和元年中）基準に該当する



※以下は所得の目安です。所得基準は世帯構成や年齢によって異なります。

世帯構成（例）	世帯人数	世帯の総所得金額
母（33歳） 子（小1）	2人	175万円程度
父（33歳） 母（33歳） 子（小1）	3人	231万円程度
父（36歳） 母（36歳） 子（小3） 子（小1）	4人	286万円程度
父（41歳） 母（38歳） 子（中1） 子（小3） 子（5歳）	5人	330万円程度
父（45歳） 母（45歳） 子（高1） 子（中2） 祖父（70歳） 祖母（68歳）	6人	380万円程度

※総所得とは、課税（非課税）証明書の「総所得金額」のことを指します。

《申請手続きについて》

◆ 申請書類

1月に市役所からお送りする入学通知書に同封されています。その他、在籍する学校や市役所でも配布し、飯山市公式ホームページからでもダウンロードできます。

- ・（別紙1）令和3年度就学援助費（新入学児童生徒学用品費）交付申請書
- ・（別紙2）準要保護児童生徒に係る世帯票

◆ 申請方法

小学校入学予定の方・・・飯山市役所3階子ども育成課へ持参又は下記へ郵送

〒389-2292 飯山市大字飯山1110-1

飯山市教育委員会 子ども育成課 学校教育係 宛

中学校入学予定の方・・・在籍する小学校へ提出

- ◆ 支給額 小学校 51,060円 中学校 60,000円
- ◆ 支給時期 令和3年3月上旬～中旬
- ◆ 支給方法 申請書に記載の口座に直接振り込みます。
- ◆ 受付期間 令和3年2月12日（金）まで

《認定結果のお知らせ》

2月下旬～3月上旬までに、小学校入学予定者は郵送により、中学校入学予定者は在籍する小学校を通じて、認定結果をお知らせします。

《留意点》 ※必ずお読みください※

- ・ 入学前支給を受けた方で、入学後も就学援助を希望される場合は、別途申請が必要です。令和2年中の所得に基づいて、改めて認定審査を行うため、入学前と入学後で認定結果が異なる場合があります。
- ・ 入学前支給後、令和3年3月31日以前に市外に転出された場合は、支給額を全額返金いただく必要があります。

《その他の就学援助項目について》

- ・ 新入学児童生徒学用品費以外の就学援助費の申請は、4月以降に受け付けます。入学後に学校から配布されるお知らせをご確認の上、申請手続きをしてください。
- ・ 新入学児童生徒学用品費以外の就学援助の支給項目は、
＜学用品費・通学用品費（1学年以外）・校外活動費・修学旅行費・体育実技用具費・学校給食費・医療費（対象疾病のみ）＞です。
- ・ ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

＊お問い合わせ先＊
飯山市教育委員会事務局
子ども育成課 学校教育係
TEL 0269-67-0741（直通）